

2024年度 アジア国際交流奨学財団(川口静記念)

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

| | |
|-------------------|---|
| 応募資格 | <p>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 対象(抜粋)：日本語能力証明書としてTOPJ上級Cレベル以上であること(JLPT・EJU不可)。</p> <p>(2) 在留資格が「留学」であること(あるいは「留学」へ変更申請中であること)。</p> <p>(3) 応募当該年度において休学、原級、在籍原級、留籍をしていないこと。また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。秋学期に募集するもので、秋学期に復学した者は応募可。また休学による原級は認めることがあるので、事前に事務室に確認すること。</p> <p>(4) 応募当該年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。</p> <p>(5) 直近のGPAが、学部生で2.7以上、大学院生で3.5以上(会計専門職研究科学生のみ2.5以上)であること。</p> |
| 推薦者数 | 1名 |
| 学内締切 (厳守) | <p style="text-align: center;">2024年2月8日(木) 17:00</p> <p style="text-align: center;">事務室への提出(郵送不可)を上記期限までに行ってください。</p> <p style="text-align: center;">(入試期間中のため窓口の開室時間等にご注意ください。閉室時には受領できません。)</p> <p style="text-align: center;">※財団の「募集要項」に記載された応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。</p> |
| 提出書類 | <p>募集・推薦要項の「IV応募方法」に記載された応募書類、8点を大学に提出してください。</p> <p>(1) 「奨学金申込書」および「身上書」 ※指定様式</p> <p>(2) 指導教授による「推薦状」 ※書式自由 A4用紙 (3) 「在学証明書」</p> <p>(4) 「成績証明書」 (5) 「在留カードのコピー」または「住民票」</p> <p>(6) 「留学中の修学・研究計画書」 ※書式自由 A4用紙</p> <p>(7) 「官製はがき」1枚 ※応募者の現住所を宛名に記載し、裏面は白紙とすること</p> <p>(8) TOPJ上級Cレベル以上であることが確認できる「日本語能力証明書」のコピー</p> |
| 提出先 | 国際教育事務室(駿河台/和泉/生田)または 中野教育研究支援事務室 |
| 注意事項 | <p>(1) 応募に際しては必ず、財団の「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。</p> <p>(2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。</p> <p>(3) 志願者本人以外が、代理で応募書類を提出することは認めません。</p> <p>(4) 一度提出された書類は返却しません。</p> <p>(5) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。</p> <p>(6) 不明な点がある場合には、国際教育事務室(isupport@meiji.ac.jp)へ問い合わせることとし、直接、当該財団に問い合わせないでください。</p> <p>(7) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。</p> |
| 個人情報の 取り扱いについて | <p>明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報(学籍異動・成績情報を含む)を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形でいき、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。</p> |
| お問い合わせ | 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学 国際教育事務室 財団奨学金担当 (03-3296-4146) isupport@meiji.ac.jp |

2024年度 川口静記念奨学生募集要項

アジア各国からの留学生（外国人用）

I 応募資格

- (1) 日本以外のアジア国籍を有し、アジア各国から日本に修学または研究のため来日し、大学院あるいは大学学部に正規の学生として在籍しているもの。または在籍することが確定しているもの。
- (2) 大学院課程在籍者あるいは在籍が確定しているものの年齢は申請時35歳未満、学部在籍者あるいは在籍が確定しているものの年齢は申請時30歳未満とする。
- (3) 品行方正、学業優秀、身体強健であり、経済的援助を必要とするもの。
- (4) 学長あるいは指導教授の推薦があるもの。
- (5) 他から奨学金の給付を受けていないもの。
- (6) 日本語能力証明書としてTOPIJ上級Cレベル以上のもの。（JLPT・EJU不可）

II 奨学金の支給と停止

- (1) 奨学金は大学院博士レベル年額840,000円（月額70,000円）、大学院修士及び学部レベル年額720,000円（月額60,000円）とする。
- (2) 奨学金の給付は原則として令和6年4月より1年間あるいは令和6年9月より1年間とする。
- (3) 病気その他の事由により、修学または研究を継続する見込みのない場合。学業成績不良、指導教官などから修学又は研究の継続に不相当と認められた場合。当財団の定めた論文・レポートの提出期限を理由なく遅滞した場合。素行不良等により、当財団の名誉を傷つけたと認められた場合。又当該在籍の学校に（留学等々の理由であっても）ゼミ他授業に出席しない場合については奨学金の支給を停止する。
- (4) 年度途中の卒業については、卒業月の奨学金支給をするか否かの判断は個別案件とする。

III 選考の方法

- (1) 第1次：学業成績等、申請書類により選考をおこなう。
（第1次の可否は応募者全員に書面で通知する。又、合格者には第2次面接の案内通知をする、令和6年3月下旬予定）
- (2) 第2次：面接及び小論文にて選考をおこなう。
（面接日は令和6年4月中旬、オンラインにて）

IV 応募方法

- (1) 「奨学金申込書」及び「身上書」（財団所定のものを使用のこと）
- (2) 指導教授の「推薦状」1通（A4版の用紙）
- (3) 「在学証明書」（既に在学のもの）又は「入学許可書」（入学が確定しているもの）
- (4) 「学業成績書」（現課程のものが入手できない場合は前課程のものを添付する。
不可能な場合は、母国の成績書でもよい）
- (5) 「在留カードのコピー又は住民票」
- (6) 「留学中の修学・研究計画書」（A4版の用紙に修学・研究目標、スケジュール及び将来の計画などを日本語、英語のいずれかで書くこと）
- (7) 可否通知用の「官製葉書」一枚（応募者の現住所を表記のこと、裏面は白紙のもの）
- (8) 日本語能力証明書コピー

応募者は(1)については財団所定の用紙に所要事項を記載し、(2)～(8)の書類を添えて、大学の窓口を通じて簡易書留郵便にて、下記財団事務所宛に申し込むこと。

一般財団法人 アジア国際交流奨学財団
〒661-8690 尼崎北郵便局私書箱第77号
TEL(06)6493-6257

V 応募受付期間

令和6年1月20日(土)～令和6年2月28日(水)（最終日の消印のあるもの有効）

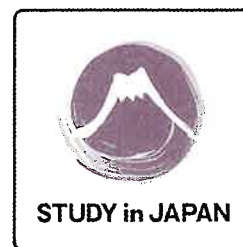
*応募書類は一切返却しない。

尚、渡日前奨学金については、別途メールにてお問い合わせ下さい。 info@chuken.org



THE ASIAN FOUNDATION FOR INTERNATIONAL SCHOLARSHIP INTERCHANGE

一般財団法人 アジア国際交流奨学財団



2024年度川口静記念奨学生募集にあたり

理事長 川口 榮一

謹啓 新秋の候 皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当財団も平成4年7月に亡母の生誕の地であります兵庫県尼崎市に本部事務局を移転して、早や32年目を迎えることに相成りました。又、奨学生募集も今回で34回目の年度を迎えることになりました。昨年度は多勢の学生の応募を頂き、当財団の趣旨をまっとうすることができました。

今年もアジア各国から日本に留学されている皆様をはじめ、又、アジア各国へ留学されようとする学生の皆様、私共の設立趣旨をご理解の上、どうか奮って応募して下さる事を心待ちに致しております。

敬具

令和6年1月15日

設 立 の 趣 旨

アジアには多くの民族・国家が存在している。その多くは、近代化の途を模索しつつあり、あるいはすでにその途上にある。アジア各国からのわが国への留学生の増減はその現れである。また一方、日本では国際化の進展に伴い、アジアに対する関心が徐々に高まりつつある。近年、日本政府も人口の減少と少子高齢化により、国内の働き手が減るなかで、外国人の受け入れを増やす必要性について議論を始めた。一例として、介護職員と看護師の不足が挙げられる。厚生労働省の発表では、2025年度には看護師が6万～7万人不足し、介護職員は年間32万人不足すると推計される。これと似たような状況が、農業や森林保全、水産加工、機械加工などの産業にも見受けられる。アジア各国からの優秀な人材の受け入れは必須の状態であるが、彼らを単なる労働力として捉えるのは安易な考えであり、数年後、数十年後には、双方に様々な問題が生じることになるのは間違いない。まずは国としても抜本的な対策を打ち出し、早急に受け入れ態勢を整える必要があるであろう。

その1つが、就学生・留学生の受け入れである。現在、とりわけアジア各国からの学生に限ってみると、国情とくに経済格差のため、すべてが恵まれた条件の下に勉学をつづけているとは言えない。中にはせつかく志を立て、留学の地を日本に選んだ留学生で、勉学に専念できない者も少なくない。この勉学・生活上の打破を彼ら留学生自らの努力にだけ求めるのは酷なようである。

私たちはこのような判断に基づいて、アジア各国からの留学生に経済的な援助の手を差し伸べてきた。当財団で実施している実用中国語技能検定試験も、その収益を果実とし奨学金として支給している。また受験者が当検定試験を通し、国際交流に貢献して頂けるということも重要であると考えている。当財団では、単なる物質的な経済支援だけでなく、このような相互間の国際交流に役立てるような事業を展開していきたいと考えている。2008年、新事業としてTOPJ実用日本語運用能力試験を立ち上げた。これは国内外の日本語学習者の日本語能力を測定できる試験が極めて少なく、受験機会もままならないという国外の日本語学習者の声を聞き、新たな日本語テストをつくり、より多くの日本語学習者に、日本への就学や留学、そして日本の高等学術機関への進学、日系企業への就職のチャンスを拡げたいと考えたからである。そしてその収益を、また奨学金というかたちで援助できればと考えている。

日本は世界の一国である以前にアジアの一国であり、日本の未来は、日本がアジア各国とのかかわりにおいて、どのような位置を占めるかにかかっている。この正しい位置を求めするには、まず日本人がアジア文化一般に対して正しい理解を持たなければならない。この観点からも、当財団は設立目的に副う範囲内で必要と認める事業を行うこととする。

財 団 事 業



Since 2007

実用日本語運用能力試験

法務省より留学生の日本語能力証明の公的資料として採用。



Since 1999

実用中国語技能検定試験

日本の多数の大学にて単位認定並びに、多数の企業で採用の際の中国語能力の参考資料として採用。



THE ASIAN FOUNDATION FOR INTERNATIONAL SCHOLARSHIP INTERCHANGE

一般財団
法人

アジア国際交流奨学財団

〒661-8690 尼崎北郵便局私書箱第77号
TEL (06)6493-6257
FAX (06)6499-7170